

1 使用料・手数料見直しの目的

使用料・手数料は、行政サービスを利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

利用者にとって、使用料・手数料は安価であることが望ましい一方で、行政サービスに要する経費の不足分は税金等で賄うこととなり、市民全体で負担することになります。したがって、使用料・手数料の設定は、行政としての関与の必要性を明確にし、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保することが肝要となります。

また、サービスを提供する行政としても、効率的な施設運営や事務の効率化に努めながら、市民に過度な負担とならないように留意していかなければなりません。

このようなことから、受益者負担の適正化と料金の設定根拠の明確化を図ることを目的に現行の使用料・手数料の見直しを実施しました。

使用料—市が住民福祉の向上を図るために設けている種々の施設を市民が利用する場合に、利用の対価として利用者から徴収するものです。例えば、体育館やパークゴルフ場などのスポーツ施設の使用料やホールの使用料、博物館の入館料、公園の占用利用料などがこれに該当します。

手数料—市で発行している住民票や印鑑証明その他の証明などのサービス提供を市民が受けた場合に、当該サービスの提供のために要する費用を当該サービスの提供を受けた市民から徴収するものです。

2 見直しの基本的な考え方

(1) コストの明確化

行政サービスを利用する利益を受ける方(受益者)に応分の負担を求めるためには、サービスにかかるコストを明確にする必要があります。そのため、コストの算定や行政と受益者の負担割合の考え方を整理しました。

また、近隣類似施設や他市町村の状況などを考慮し、施設の実情に応じて料金の妥当性を判断しています。

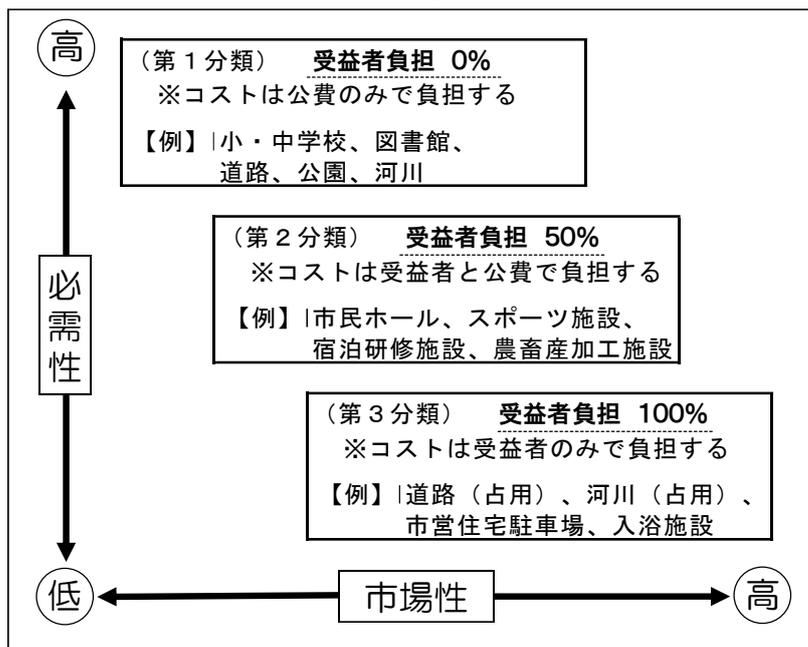
(2) 性質別負担割合の設定

市の施設は、道路や公園のように日常生活に不可欠で、民間での提供が困難なものから、入浴施設やプールなどのように特定の市民が利用し、民間でも類似の施設が存在するものなど多岐にわたっています。

これらの施設に対し一律に負担を求めることは、かえって負担の公平性を損ねるおそれがあるため、日常生活を送る上で必要性が高いか（必需性）、民間での提供が困難なものか（市場性）によって施設を性質別に分類し、受益者負担の割合を設定しました。

なお、手数料については、特定のサービスを受けるために発生した事務にかかる経費のため、原則として受益者の100%負担としました。

【受益者負担割合・性質別分類表】



(3) 改定率の限度

使用料・手数料の見直しにより算定した額が現行の料金と著しくかい離している場合の急激な料金の増減を緩和するため、改定率の限度を設定します。

なお、近隣類似施設や他市町村の水準、金銭収受の効率性を考慮し、必要に応じて調整できるものとします。

現行料金とのかい離幅	改定率の限度
±20%未満	据置
±20%以上 ±30%未満	±10%
±30%以上 ±40%未満	±15%
±40%以上 ±50%未満	±20%
±50%以上 ±60%未満	±25%
±60%以上	±30%

(4) 消費税の取扱い

消費税は、公の施設の使用料や公営企業の料金など市が行うサービス等で、「事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」に該当するものに係る対価については、消費に負担を求める税としての性格から、課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から課税しない非課税取引を除き、利用者に転嫁するものとされています。

このため、消費税を課すべき使用料・手数料については、原則消費税を含めた総額表示とします。

(5) 改定の実施時期

今回の見直しによる料金改定は、令和6年4月1日からとします。

また、社会環境の変化や施設の維持管理等に要する費用の変化等を考慮し、受益者負担の公平性を確保する観点から、おおむね4年ごとに使用料・手数料の見直しを実施します。

3 見直しの内容

(1) 使用料

検討対象 54 施設

・増額改定 24 施設

総合体育館、朝日農業者トレーニングセンター、勤労者センター、スポーツ交流館、日向スキー場、あさひスキー場、ふどう野球場、陸上競技場、学校開放、ふどうテニスコート照明、つくも野球場照明、朝日山村広場照明、農畜産物加工体験交流工房、農産加工実習施設、大和牧場、世界のめん羊館、めん羊工芸館、スポーツ合宿センター、朝日地域交流施設、朝日山村研修施設、いきいき健康センター、日向保養センター、高齢者生活福祉センター、岩尾内湖神社山水道

・減額改定 4 施設

勤労者センター、温根別多目的研修集会施設、ふどうパークゴルフ場、あさひパークゴルフ場

・新規設定 4 施設

庁舎、岩尾内湖白樺キャンプ場、ふどうテニスコート、白樺ロッジ

・条例から削除 3 項目

総合体育館、朝日農業者トレーニングセンター（トレーニング室占用のみ）
朝日山村研修施設（食事料のみ）

(2) 手数料

検討対象 45 項目

・増額改定 6 項目

固定資産課税台帳記載事項、家屋滅失についての証明 等

し尿処理手数料（家庭系）、し尿処理手数料（事業系）、し尿処理手数料 200 リットル超
特殊診断書（複雑なもの）、死亡診断書

・条例から削除 2 項目

死産証明書、出生証明書

(3) 改定による影響額

収入額	使用料	6,556 千円増（指定管理施設は除く）
	手数料	847 千円増
	合計	7,403 千円増

4 市民への周知

広報、ホームページ及び関係施設の窓口において料金改定のお知らせを行い、市民への周知を徹底します。